

株式会社ジーキッズ 見学・体験学習・ボランティア・実習生等受入規程

(目的)

第1条 本規程は、株式会社ジーキッズ（以下「当社」という。）が運営する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所等（以下「事業所」という。）において、見学、体験学習、ボランティア、実習生およびインターンシップ生（以下「受入対象者」という。）を適切に受け入れる体制を整備し、

- ①地域との交流促進
- ②福祉・教育分野に関心を持つ人材の育成
- ③事業所の支援の質の向上

を図ることを目的として、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 見学

事業所の運営状況や支援内容を知ることがを目的として、短時間立ち会うものをいう。

(2) 体験学習

福祉・教育に関する学習の一環として、一定期間、支援活動を体験するものをいう。

(3) ボランティア

金銭的報酬を目的とせず、自由意思に基づき支援活動に協力する者をいう。

(4) 実習生

大学、専門学校等の教育課程に基づき、単位認定等を目的として受け入れる者をいう。

(5) インターンシップ生

職業理解や就業体験を目的として、一定期間受け入れる者をいう。

(受入対象者の条件)

第3条 受入対象者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 受入目的および活動内容を理解し、事業所の方針を尊重できること。
- (2) 心身ともに健康であり、児童への支援活動に支障がないこと。
- (3) 個人情報保護および守秘義務を遵守できること。
- (4) 原則として18歳以上であること。ただし、教育機関等の要請がある場合はこの限りでない。

(受入の申込みおよび決定)

第4条 受入対象者の受入れにあたっては、事前に申込みを受け、活動期間、内容、目的等を確認するものとする。

2 管理者は、申込み内容を確認のうえ、事業運営および児童の安全に支障がないと認められた場合に、受入れを決定する。

3 管理者は、受入れが適当でないと判断した場合、理由を付して受入れを行わないことができる。

(受入時の説明および誓約)

第5条 管理者は、受入対象者に対し、活動開始前に次の事項について説明を行う。

- (1) 事業所の理念および運営方針
- (2) 児童への関わり方および留意事項
- (3) 緊急時の対応方法
- (4) 個人情報保護および守秘義務

2 必要に応じて、誓約書等の提出を求めることができる。

(活動内容)

第6条 受入対象者が行う活動内容は、次の各号の範囲内とする。

- (1) 支援活動の見学および補助
- (2) 児童の見守り
- (3) 教材・プログラム準備の補助
- (4) 行事や活動の補助
- (5) その他、管理者が適当と認めた活動

2 受入対象者は、単独での支援や判断を行わず、必ず職員の指示・監督のもとで活動する。

(受入担当者)

第7条 管理者は、受入対象者の受入れおよび活動調整を行うため、職員の中から受入担当者を定めるものとする。

2 受入担当者は、活動内容の調整、相談対応および安全管理を行う。

(事故防止および対応)

第8条 管理者は、受入対象者の活動にあたり、事故防止に努めるものとする。

2 活動中に事故または体調不良等が発生した場合は、速やかに受入担当者または管理者へ報告し、必要な対応を行う。

3 児童に関する事故については、事業所の指揮監督下での活動として、施設賠償責任保険等の適用対象とする。

(個人情報の保護)

第9条 受入対象者は、活動を通じて知り得た児童およびその家族、ならびに事業所に関する個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 この義務は、活動終了後も継続するものとする。

(活動の中止)

第10条 管理者は、受入対象者が本規程に違反した場合、または事業運営・児童の安全に支障が生じるおそれがあると判断した場合には、活動の中止または受入れの取消しを行うことができる。

(証明書等の発行)

第11条 見学、体験学習、ボランティア、実習またはインターンシップを修了した者から申出があった場合、活動内容を証明する書類を発行することができる。

(周知)

第12条 本規程は、事業所内に備え置くとともに、必要に応じて見学者・受入対象者へ説明を行い、受入体制を明確にする。

(委任)

第13条 本規程に定めるもののほか、受入れに関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 本規程は、 2025年 5月 1日から施行する。